

山口県食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業補助金交付要綱

制定 令和3年4月1日付け令3ぶちうま推進第47号

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 食品製造事業者等（以下、「事業実施主体」という。）が行う輸出先国の規制や海外ニーズに対応した施設整備等の輸出への取組を支援し、県内農林水産業及び食品産業の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「食品製造事業者等」とは、食品製造事業者及びサプライチェーン（商品が消費者の手元に届くまでの、調達、製造、在庫管理、配送、販売といった一連の流れ）を構成する事業者をいう。

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助金の補助対象経費、補助率及び上限額・下限額は、以下のとおりとする。

1 補助対象経費

補助対象経費は、食料産業・6次産業化交付金交付要綱（平成30年3月30日付け29食産第5355号農林水産事務次官依命通知）の別表に定める区分2食料産業・6次産業化整備交付金の経費3食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業（以下、「HACCP等対応施設整備事業」という。）及び6次産業化市場規模拡大対策整備交付金のうち食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業交付要綱（令和2年1月30日元食産第4502号農林水産事務次官依命通知）の第3条に掲げる事業（以下、「HACCP等対応施設整備緊急対策事業」という。）とし、経費区分は次の（1）、（2）とする。

(1) 施設等整備事業

輸入条件や輸出先国のニーズを満たすために必要な施設等の整備に係る経費（施設の新設、増築（掛かり増し経費）、改築及び修繕を含む。）

(2) 効果促進事業

輸入条件への対応や輸出向けHACCP等の認定・認証取得に係る費用、輸出向けHACCP等の認定・認証後の適切な管理・運用を行うための人材育成に係る経費等、（1）の事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務に係る経費

ただし、（1）の補助対象事業費の20%以内とする。

2 補助率

施設等整備事業及び効果促進事業の補助率は、以下の（1）の場合は1/2以内、

(2) の場合は 3 / 10 以内とする。

なお、(2) については、中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条で規定される中小企業者又は小規模事業者のことをいう。）及び法人格を有する農林漁業者又はそれらの組織する団体（製造・加工、流通等の事業を行う場合に限る）の取組を対象とする。

(1) 補助率 1 / 2 以内

輸出先国の規制等への対応を行うため、本事業により以下のアからウまでに定める輸出向け H A C C P 等の認定・認証を取得する場合（既に輸出向け H A C C P 等の認定・認証を取得している事業者が、認定・認証範囲の追加等を行う場合を含む）

ア 輸出促進法第 17 条に基づく適合施設の認定取得を行う場合

イ 輸出に対応するために必要な以下の（ア）又は（イ）の認証取得を行う場合

（ア）ISO22000、GFSI 承認規格（FSSC22000、SQF、JFS-C 等）、FSMA（米国食品安全強化法）への対応、ハラール・コーシャ

（イ）JFS-B、有機 JAS 等

ウ 上記ア又はイに定める輸出向け H A C C P 等の認定・認証を既に取得している事業者であり、事業実施計画において以下の（ア）から（ウ）までに定める認定・認証範囲の追加等を行う場合

（ア）認定・認証品目の追加

（イ）認定・認証製造ライン等の追加・変更

（ウ）認定・認証対象エリア等の追加・変更

(2) 補助率 3 / 10 以内

上記（1）以外の取組の場合

3 補助金の上限額・下限額

1 事業申請あたりの補助金は以下のとおりとする。

(1) H A C C P 等対応施設整備事業： 上限 3 億円、下限 500 万円

(2) H A C C P 等対応施設整備緊急対策事業： 上限 5 億円、下限 250 万円

(交付の申請)

第 5 条 規則第 3 条第 1 項の申請書は、別記第 1 号様式によらなければならない。

2 規則第 3 条第 1 項の知事が定める期日は、別に通知する。

3 補助金の交付を申請する者は、第 1 項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

(交付の決定)

第 6 条 規則第 5 条の通知は、別記第 2 号様式による。

- 2 知事は、交付の決定に当たっては、前条第3項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、前条第3項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付を申請した者は、規則第5条による交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を知事に提出することにより、規則第6条による申請の取下げをすることができる。

(補助金事業の変更の承認)

- 第8条 規則第8条第1項の補助金事業の内容又は経費の配分の変更に係る申請書は、別記第3号様式によらなければならない。
- 2 規則第8条第1項ただし書の知事が定める軽微な変更は、以下に掲げるもの以外の変更とする。
 - (1) 補助対象事業費のうち補助金額の増減（減額の場合にあっては、不用額の発生が確実な場合に限る。）
 - (2) 事業の新設又は廃止
 - (3) 事業実施場所の変更
 - (4) 事業実施主体の変更

(中止又は廃止の承認)

第9条 規則第8条第1項の補助金事業の中止又は廃止に係る申請書は、別記第3号様式によらなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第10条 規則第8条第2項の補助事業の遅延等に係る書類の提出は、別記第4号様式によらなければならない。

(状況報告)

第11条 規則第5条の規定による通知を受けた者（以下「事業実施主体」という。）は、補助金事業の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記第5号様式の遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月10日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第11条の実績報告書は、別記第6号様式によらなければならない。

- 2 第1項の実績報告書は、事業を完了した日から20日を経過した日又は補助金の交付の決定をした年度の3月15日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。
- 3 第5条第3項のただし書により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出するに当たって第5条第3項のただし書に該当した補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第5条第3項のただし書により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第7号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の命令を受けてこれを返還しなければならない。
- 5 第5条第3項のただし書により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっては、その状況等について、規則第12条により補助金の額の確定の日の翌年5月31日までに、別記第7号様式により知事に報告しなければならない。

（補助金の交付）

- 第13条 補助金は、規則第12条による補助金の額の確定後交付するものとする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、概算払により補助金を交付することができる。
- 2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、別記第8号様式によらなければならない。

（財産の管理）

- 第14条 事業実施主体は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
 - 3 第1項に規定する取得財産等のうち減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間内）においては、知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付け又は担保に供してはならない。

ただし、事業実施主体が補助金事業を行うに当たって、取得財産等を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度資金の融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度資金名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付申請書に具体的に記載してある場合は、次の条件により県

の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。

イ 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

(財産の処分の制限等)

第 15 条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。

2 前項の財産の処分を制限する期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）第 5 条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

3 事業実施主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

4 前項の承認については、前条第 3 項の規定を準用する。

(補助金の経理及び帳簿類の保管)

第 16 条 事業実施主体は、補助金事業についての帳簿を備え他の経理と区分して補助金事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助金事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。

3 事業実施主体は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前項に規定する帳簿等に加え、別記第 9 号様式の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度に実施する事業から適用する。

(山口県食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業交付金交付要綱の廃止及び経過措置)

2 この要綱の施行に伴い、山口県食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業交付金交付要綱（令和 2 年(2020 年) 4 月 1 日付けぶちうま推進第 204 号。以下「旧交付要綱」という。）は廃止する。

この場合において、この通知による廃止前の旧交付要綱の規定に基づき、令和 2 年度までに実施した事業については、なお従前の例による。